(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 6 長地環第 5 - 9 号 令和 7 年(2025 年) 8 月 12 日 長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	0
(2) 条例第 37 条第 2 項	事業計画概要説明会終了報告書	
(第37条第5項含む)	(勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容			
氏名及び住所		株式会社日本リサイクル化成 代表取締役 鵜野 泰寛 長野県須坂市大字八町 1024 番地 4			
申請の区分(Ⅰ)		産業廃棄物処理施設の設置許可			
条 例 第 33 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字八町 1024 番 4			
	② 廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7 号に規定する廃プラスチック類の破砕施設			
	③処理を行う廃棄物の種類	・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。			
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	破砕施設 1 号 5.6t/日 (0.7t/h:8時間稼働) 破砕施設 2 号 5.6t/日 (0.7t/h:8時間稼働)			
		新旧			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)				
申請の区分(Ⅱ)		産業廃棄物処分業の新規許可			
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字八町 1024番4			
条 例 第 33 条	②廃棄物の処理施設の種類	・廃プラスチック類の破砕施設、溶融施設、溶融・切断施 設、切断施設			
	③処理を行う廃棄物の種類	・破砕・溶融・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	 ・破砕施設 1号 5.6 t/日 (0.7t/h:8時間稼働) 2号 5.6 t/日 (0.7t/h:8時間稼働) 3号 3.2 t/日 (0.4t/h:8時間稼働) 4号 3.2 t/日 (0.4t/h:8時間稼働) 			

		T				
		• 溶融施設				
		1号 0.72 t/日 (0.09t/h:8時間稼働)				
		2号 1.6 t/日 (0.2t/h:8時間稼働)				
		3号 2.0 t /日 (0.25t/h:8時間稼働)				
		4号 2.0 t/日 (0.25t/h:8時間稼働)				
		・溶融・切断施設				
		1号 0.08 t/日 (0.01t/h:8時間稼働)				
		2号 0.08 t/日 (0.01t/h:8時間稼働)				
		・切断施設				
		1号 3.2 t /日 (0.4t/h: 8時間稼働)				
		2号 3.2 t /日 (0.4t/h: 8時間稼働)				
		3号 3.2 t/日 (0.4t/h: 8時間稼働)				
		4号 3.2 t/日 (0.4t/h:8時間稼働)				
	⑤変更の概要 (変更許可等の場合)	新 旧				
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 須坂市上八町地区、仁礼町地区				
		(根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1				
		(5)				
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	(範囲)須坂市長				
		周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若し				
条		くは事業場を有する者				
例		周辺地域で農業、林業又は漁業を営む者				
第		(根拠)条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第				
33		1号				
	⑧関係住民に対する事業計画概要説					
条	明会の開催日時及び場所	(場所)上八町公会堂(須坂市大字八町 1731 番地)				
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	(場所)長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課				
		(期間) 令和7年8月13日(水)~令和7年9月11日(木)				
		(土日・祝日その他の県の休日を除く。)				
		(時間)午前8時30分~午後5時				

3 提出できる意見

今回提 出でき る意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
0	第 34 条	○第32条第2項の関係市町村長○第33条第2項の関係住民○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12 号	提出期限 令和7年9月11日(木) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南県 町686-1 長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課

^{*「}今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。